

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

- 全国では、自転車の悪質な運転や自転車事故に伴う高額賠償請求事件が社会問題化、本県の全事故に占める自転車関与の事故の割合は増加傾向
- 国は、平成30年6月、自転車活用推進計画を閣議決定し、平成31年2月、各都道府県に対し、条例等による自転車損害賠償責任保険等の加入促進を要請
- 本県では、令和元年9月、山梨県自転車活用推進計画を策定し、自転車の活用を推進
⇒ 『山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』において、自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化その他自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本的な事項を規定

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

【目的】 自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的に推進し、もって歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行し、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与

【基本理念】

- 1 県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関する交通事故の防止を図る
- 2 歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、それぞれの特性についての理解の下に、道路交通法令を遵守するとともに、相互に尊重する
- 3 自転車の利用が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たすとともに、地域の活性化、観光振興、環境負荷の低減及び健康増進に資するものである

【各主体の責務・役割】

- ①県の責務 ②自転車利用者の責務 ③県民の役割 ④事業者の役割 ⑤交通安全団体の役割

【自転車交通安全教育等】

- 1 県は、県民及び事業者が関心と理解を深めることができるよう教育を行う
- 2 学校等の設置者等は、在籍する幼児、児童等に対し、教育の実施に努める
- 3 保護者は、監護する未成年者に対し、必要な教育を行うよう努める
- 4 親族は、同居高齢者に対し、ヘルメットの勧奨等必要な助言に努める

【自転車利用における安全確保】

- 1 交通事故の防止のための措置等
 - ・自転車の側面に反射器材を備える等事故防止の措置に努める
 - ・幼児用座席への幼児乗車時は、座席ベルト着用を努める
 - ・保護者は、幼児・児童のヘルメット、肘当て等被害軽減器具着用を努める
- 2 点検整備及び防犯対策
 - ・必要な点検及び整備、施錠等の防犯対策に努める
- 3 安全で適正な利用に係る情報提供
 - ・県は、必要な広報及び啓発を行う
 - ・自転車小売業者・自転車貸付事業者は、安全適正利用に必要な情報提供に努める

【自転車損害賠償責任保険等の加入促進】 (◎=義務、○=努力義務)

保険等への加入				保険等の加入確認・情報提供				
自転車利用者	自転車を利用する未成年を監護する保護者	従事者に自転車を利用させる事業者	自転車貸付事業者		自転車小売業者	事業者	学校長等	自転車貸付事業者
◎	◎	◎	◎	加入確認	◎	○	○	—
				情報提供	◎	○	○	◎

【その他・附則】

- 1 自転車小売業者・自転車貸付事業者に対しては、一定の基準を満たす優良事業者を登録・公表する制度を創設
- 2 施行後5年を超えない範囲内において、施行状況等を勘案し、義務の履行の確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずることを附則に規定